

佐賀県規則第10号

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立自然公園条例施行規則（昭和49年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公園事業の執行)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、<u>第7号及び第9号に掲げる書類を、市町及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる書類を除く。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9) 略</u></p> <p>4～9 略</p> <p>(承継)</p>	<p>(公園事業の執行)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、<u>第7号、第8号及び第11号に掲げる書類を、市町及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第12号に掲げる書類を除く。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 事業資金を調達することができることを証する書類</u></p> <p><u>(9) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類</u></p> <p><u>(10)・(11) 略</u></p> <p><u>(12) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類</u></p> <p><u>(13) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書</u></p> <p>4～9 略</p> <p>(承継)</p>

第5条 略

2 略

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 略

(2) 第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類

(3) 略

4・5 略

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第3条第3項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類

(2)・(3) 略

7・8 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第5条 略

2 略

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 略

(2) 第3条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類

(3) 略

4・5 略

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第3条第3項第1号、第3号、第4号及び第12号に掲げる書類

(2)・(3) 略

7・8 略